

平成30年 第1回（2月）定例会

県央県南広域環境組合
議会 会議録

平成30年 第1回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成30年2月13日 (1日間) 午前10時00分 開会

平成30年第1回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番 本田 順也	2番 北浦 守金	3番 森 多久男
4番 田添 政継	5番 土井 信幸	6番 南条 博
7番 山口 喜久雄	8番 上田 篤	9番 町田 康則
10番 小田 孝明	11番 小嶋 光明	12番 林田 勉
13番 松本 正則		

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管理者 宮本 明雄	副管理者 古川 隆三郎	副管理者 金澤 秀三郎
副管理者 松本 政博	事務局長 山本 博幸	総務課長 後田 一光
施設課長 田中 金大	総務課課長補佐 鳥辺 伸一	施設課課長補佐 川内 康裕

3 議会事務のために出席した者は、次のとおりである。

書記 高柳 和幸 書記 濱崎 和也 書記 岸本 晶

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	議席の指定について
日程第2	会期の決定について
日程第3	会議録署名議員の指名について
日程第4	議会運営委員会委員の選任について
日程第5	一般質問

日程第6	議案第1号	県央県南広域環境組合職員の再任用に関する条例
	議案第2号	県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
	議案第3号	県央県南広域環境組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例
	議案第4号	平成29年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第2号)
	議案第5号	平成30年度県央県南広域環境組合一般会計予算
日程第7	議案第6号	監査委員(議員のうちから選任する委員)の選任につき同意を求めることについて

○議長(松本正則君)

皆さんおはようございます。2月4日に立春を迎えましたが、まだまだ寒いようですけど、明日からは暖かいらしいです。明日が一番ピークで、何か14、5度で、来週は10度以上いくということですので。ただ夜は寒いということで、ひとつ風邪など引かないようにしてくださいと思います。

また、先だつての視察は大変御苦労さまでございました。前回の視察が当組合議会の今後の運営にプラスになりますことを祈念申し上げたいと思います。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成30年第1回県央県南広域環境組合議会の定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名でございます。定足数に達しております。また、今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告をいたします。

次に、新たに組合議員として選出されました議員を御紹介いたします。

雲仙市議会議員の上田篤議員、同じく、雲仙市議会議員の町田康則議員、同じく、雲仙市議会議員の小田孝明議員でございます。よろしくお願いをいたします。

なお、議事の進行上、ただいま御着席の席を仮議席といたします。

この際、議長より傍聴人の皆様をお願いを申し上げます。

傍聴席入り口に掲示しております組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いをいたします。

なお、報道取材のため撮影の申し出がありましたので、組合議会傍聴規則第7条の規定により特別に許可をいたしております。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。管理者。

○管理者（宮本明雄君）

おはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成30年第1回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、施設の稼働状況から御報告を申し上げます。

本施設は、おおむね1日当たり250tのごみ処理を順調に継続しております。ピット内のごみの残量が少なくなったこともあり、ごみ量の調整と炉の点検整備を行うため、1月26日から2月5日まで、11日間、炉の運転を停止いたしました。

瑕疵担保期間が切れる平成32年度以降の施設のあり方につきましては、構成市で組織する廃棄物担当部長・課長会議をこれまで合計5回開催し、専門コンサルタントの技術支援を得ながら、本施設を長寿命化するケースと新たに建てかえるケースを中心に、整備費や運転経費、スケジュール、経費負担のあり方などについて、さまざまな角度から調査検討を行っているところでございます。検討内容や今後の方向性をお示しできるまで、今しばらく時間を要する状況でございますので、御理解を賜りたく存じます。

最後になりましたが、今議会に提出いたしました議案は、平成30年度県央県南広域環境組合一般会計予算外4件でございます。また、追加議案1件を本日提出させていただき予定でございます。内容につきましては、事務局長より説明をいたさせますので、御了承を賜りたいと存じます。どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（松本正則君）

全員協議会開催のため、しばらく休憩いたします。別室を準備しておりますので、議員の皆様は移動をお願いいたします。

（午前10時04分 休憩）

（午前10時12分 再開）

○議長（松本正則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第1「議席の指定」についてを議題といたします。

新たに議員となられました方の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

- 8番 上田 篤 議員
9番 町田 康則 議員
10番 小田 孝明 議員

以上、ただいま着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2「会期の決定」についてを議題といたします。

今期定例会の会期を2月13日一日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松本正則君）

異議ありませんので、会期は本日一日と決定いたしました。

次に、日程第3「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条の規定により会議録署名議員に8番上田篤議員及び9番町田康則議員を指名いたします。

次に、日程第4「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

現在、議会運営委員が1名欠員となっております。よって、新たに議会運営委員会委員を専任する必要があります。議会運営委員会委員の専任につきましては、議会条例第5条の規定に基づき、9番町田康則議員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松本正則君）

御異議なしと認めます。町田康則議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました委員の任期は、委員会条例第2条第3項の規定に基づき、前任者の残任期間となりますので、平成31年8月28日までとなります。よろしくお願いをいたします。

ここで、議会運営委員会開催のため、しばらく休憩いたします。委員の皆様は、別室へ御移動をお願いいたします。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時22分 再開)

○議長（松本正則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、議事日程表第1号の2を日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、これを日程に追加することに決定いたしました。

次に、日程第5「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いをいたします。発言時間につきましては、申し合わせによる時間内に終わるように御協力をお願いいたします。

答弁につきましては、質問者の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁をお願いいたします。

なお、本日は一般質問及び議案質疑など、全て自席でお願いをいたします。

一般質問の発言順序につきましては通告順となっておりますので、一応申し添えておきたいと思っております。

それでは、4番の田添政継議員、どうぞお願いします。田添議員。

○4番（田添政継君）

皆さんおはようございます。今日はどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

雪がひどくて、私、今日、朝7時に我が家を歩いて出てきました。ここに9時過ぎには着いたんですけども、どうしても遅れてはいけないというふうな、私の出番がありましたので、早目に出てまいりました。

それでは、発言通告に従いまして質問をさせていただきたいというふうに思ひます。

まず、1項目めはホームページについてであります。記載内容、更新時期など、市民サービス向上に役立っているのかということについて御質問申し上げます。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

田添議員の、ホームページに関する御質問にお答えを申し上げます。

本組合のホームページに関しましては、平成17年4月から開設しております。組合の紹介、施設の紹介、組合の議会に関すること、また、お知らせコーナー、ごみ受付カレンダーや施設の見学の案内と受付、処理等の状況、ごみ出しやごみ処理手数料、アクセス案内、例規集、フォトコーナーなど、そういうものを掲載いたしております。

更新の時期につきましては、ごみ処理の状況や環境測定結果など、定期的にやるものについては定期的にその都度更新をし、組合の議会の開催情報や一

般質問の趣旨、審議の結果、また議会議事録、また計画的な炉の停止や財政状況の公表などにつきましては、適宜更新をさせていただいております。

本組合のホームページにつきましては、県内他の組合、いろいろなものを拝見いたしますけれども、例規集や議会に関することについては、他の組合では余りお見かけしないということで、そういう面では、県内では非常に充実している方かなというふう考えております。

また、26年8月にホームページに関する御質問をいただきまして、それ以降、アクセスカウンターをホームページに追加したり、情報公開条例等の市民に係る密接な例規、そういうものも充実させ、議会の開催の案内、そういうものについても、今充実をさせているところでございます。

以上です。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

確かに、私も時々のもろかしてもらっているんですが、非常にきめ細かに更新をされていて、市民サービスに非常に役立っているというふうに思うんですが、この問題を取り上げたのは、多分、特殊な事情だとは思いますが、昨年8月のこの組合定例議会の議事録が掲載をされていないと。もう既に半年以上たつんですけれども、実は今日の質問にちょっと役立てたいと、勉強したいということもあってのぞいてみたんですが、更新されていなかったの、そこら辺のことでお尋ねをしたいというふうに思い、取り上げました。そこら辺の事情を御報告ください。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

昨年8月の組合議会定例会の議事録の掲載についてでございます。

この分、通例であれば、これまでは次の議会の前までには、そういうことでお役立つ部分もあろうかということで掲載を順次してきたわけですが、今回は掲載が遅れているということでございまして、来月にはできるかなと思っております。

今回遅れておりますのは、事務のトラブルが少しあったということでございますけれども、議事録の委託業務の単価がちょっと上がったというのもありまして、実は内部で時間を短縮しようということで、そういうソフトを使っ

たりして、時間を短縮して経費を下げようというような試みもちょっとやったところ、すみませんけれどもちょっとトラブルがあって、その分がうまく進まなかったというのもございますけれども、いずれにしても御迷惑をかけたということで、今後、委託の時期を前倒しをして、こういうことがないように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

今回は特殊なケースということだとは思いますが、先ほど事務局長が答弁されましたが、やっぱり半年ぐらいはかかるんですか。次の議会までにはホームページにアップしたいということだったんですが、それでは少し、市民サービスというか議会と当局のあり方というのが、どういうことを議論されているのかということ、市民にとって非常に関心が高い問題だというふうに思うし、2番目の問題なんかもそうでありますけれども、やっぱりリアルに、できるだけリアルに情報は市民の皆さんに提供する、そういうホームページの活用をしていただきたいというふうに思うんですが、最大努力してどれくらいするとアップできるようになるんでしょうか。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

実際に会議録、いろんなものの業者の選定等は事前に当然やっておりますので、それも含めて、内部的な処理、それと業者への送付、中の業務、そういうものを合わせますと、最短でいけば3か月ぐらいで取り組めないかなとは思っております、おっしゃるように、できるだけ早くそういうふうな格好で公開して、いろんな方に見ていただくということで、また事務局内でも、やり方等を含めて改善をしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

ぜひよろしく願いしておきたいと思います。

2番目の質問に入るんですが、ということもあって、前回の質疑の内容を確

認した上で今回の質問をというふうに思っておりましたので、ちょっとそこから辺が曖昧な部分もありますので、事務局の方から、去年の8月のこの議会で、今回取り上げております瑕疵担保期間以降の問題を含めての質疑というのはどういうものがあつたのか、かいつまんで結構ですから、御報告をお願いします。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

では、昨年8月の組合定例議会における田添議員からの一般質問の中で、瑕疵担保期間以降の運転契約等に関する御質問の部分について御報告をさせていただきますと思います。

まず、1番目は、平成32年3月までのタイムスケジュールについてという御質問をいただきました。これに対しましては、今年いっぱいぐらいまでに資料の整理をして、来年度いっぱいぐらいで一定の方針が出ればよいなというふうに思っているというような答弁がっております。

2番目に、組合が設立しております検討会のメンバーとその内容についての御質問でございます。

これにつきましては、構成市の廃棄物担当の部長様及び課長様、それに組合事務局で構成すること。また、検討内容としましては、現施設を延命化するケースと建てかえるケースを中心に、検討案を絞り込み、整備費や運転費、諸課題などを整理し、判断の基礎となる比較資料を作成すること。また、整備方針と並行して、経費負担のあり方も議論してまいりますというような答弁をいたしております。

3点目でございます。県のごみ処理広域化計画に関連して、構成市の枠組みに関する御質問をいただいております。

県の次期計画につきましては、平成31年度以降のごみ処理の広域化計画をどうするかについては、本年度中、29年度中でございますけれども、方向性を示したいということで、県から回答があつたという御報告をいたしました。

また、構成市の枠組みについては、構成市全体にとって何が将来的に一番得策となるかを検討しているもので、今は答弁を控えたいというような趣旨でございました。

あと、4点目、現施設の運転の契約方法についての御質問をいただいております。

これに対しましては、専門コンサルタントの支援を受けながら、改修箇所や価格等の妥当性を精査していきたいということで御答弁しております。

また、平成32年度以降の契約にどれぐらいの費用がかかるかという御質問に対しましては、整備方針の取りまとめと一緒にその分も整理して、一緒に御説明、御回答をしたいということで答弁をしているところでございます。

あとは、コンテナ運搬車の輸送とかの補助金制度、特許などもございますけれども、大まかにはそういう趣旨で御答弁をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

ありがとうございました。ちょっと正確を期すために、事務局長、今年、来年という言い方をされましたけれども、少し年度的なことで、もう少しきちんと答弁していただけますか。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

1年目の瑕疵担保期間以降の運転、タイムスケジュールの件でございますけれども、29年度いっぱいぐらいまでに資料の整理をして、平成30年度いっぱいぐらいで一定の方針が出せればというような答弁をしております。年度についてはそういうことでございます。

以上です。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

29年いっぱいというのは、今年の3月というふうには受け止めていいんですか。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

発言の趣旨といたしましては、要は去年の年末ぐらいまでに資料の整理ができて、30年度、これは年度いっぱいぐらいで方針が出せればというような答弁を申し上げているというようなことでございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

ということは、検討会議の中では昨年末ぐらいまでに一応成案というか、まとまって、30年度にかけて正式な成案というか、そういうものをまとめていくということなんだろうというふうに思うんですが、先ほど管理者の方から、部長、課長を含めての会議は、これまで5回ほど開催をしてきたということで御報告がありました。29年度末ということであると、大体その検討会議の案というのはまとまっているんですか。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

これは8月の議会の時は、そういうふうな方向で進みたい、必ず29年度末ということではなくて、そういうふうに進めればよいというようなニュアンスで答弁はされていたかと思っております。

先ほど管理者の方からの御挨拶にもありましたとおり、去年は5回、5月、7月、10月、11月、12月、それぞれいろんな課題を集めながら、それを精査しながら検討はしておりますけれども、まだ管理者から指示を受けた期間までには、事務局としては力足らずでまとめることができなかつたということでございます。

まだ資料のまとめ、整理を継続して今行っておるところでございます。できるだけ早くということでは思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

管理者にお尋ねしますが、この検討会議に指示されたというのは、29年末までという时期的な問題と、それから内容もあったというふうに思うんですが、どういうところまでを検討会議でまとめて管理者の方に報告するようにというふうな形で諮問というんですかね、この検討会議の方に投げ掛けられているんでしょうか。

○議長（松本正則君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

組織内での検討の状況でございますので、諮問とか答申とかの形ではないんですけれども、あらゆる方策について、どういう問題点があるかと、どういう効果があるかということ、メリット、デメリット、それからスケジュール、そういうものについて、経費とか運転の容易さとか、そういうものも含めてでございますけれども、そういうものを構成する4市の中で検討をしていく必要があるということで指示をさせていただいております。

それから、和解が成立してもう1年ちょっと、半年までになりませんかね、それくらいになると思うんですけれども、その中で、御質問にもあるようですけれども、今の炉を継続してあと15年とか運転する場合、それから、新しい炉に切りかえるといいますか新しい炉を建設する場合、それから、いずれにしても新しい炉にいたしましても6年とか7年とかの歳月がかかりますので、そのつなぎ運転に要する費用とか、そういうものを総合的に勘案をしませんと、どちらが有利かというのが出てこないということになりますから、その検討をするように指示をいたしているところでございます。特殊な炉でございますから、そういう意味では時間もかかりますし、また起債が使えるとか補助が使えるとかそういうことになると、圏域だけの、この組合だけの考えでは進まないということもありまして、県とか国とも接触をし、この場合は起債はどうなりますかと、あらゆる問題に対してそのようなことをさせていただいております。

当然、今リレーセンターというのが2か所ございますけれども、その炬のそれをどうするかということについても、いろんな意味で、炉をそれぞれの市で持った方がいいんじゃないかとかそういうものも含めて、そうすると、この県南の組合自体の考え方をどうしていくかとか、それとか、ごみの収集の方法というのが、分別がそれぞれ違うということもありまして、その辺をどう考えるかとかそういう基本的な問題。本来であれば、これは平成17年の稼働をする時に、平成11年ぐらいからこの分別の方法等は決めてやるのが本当はよかったんだと思うんですけれども、再度、それをどういったやり方が一番いいのかとかそういうものについても検討をなさいということで指示をしております。各市の考え方がそれぞれありますので、その辺で調整が必要ということでございます。

余り拙速にやるのはよくないなど。いずれにしても、つなぎ運転というのが必要になってくるというようなことを考えますと、余り拙速でもいけないし、余り時間がかかってもいけないというので、これは市民の貴重な税金で運用されている施設でございますから、効率性というものが、どの時点でどういう

方法でやるのが一番効率的なのかなというようなことを考える必要がありまして、そういうようなことを、全体について検討をするようお願いをしまして、それが、部長会、課長会ということでございます。それぞれ市には市の事情もありますし、今、南島原等では、2市2町ですね。旧2町で加入されていますけれども、それがどうするのかというようなこともありますし、全体について、組合の将来のあるべき姿というものと、その炉のあり方ですね。この二つについて、重点的に検討をさせていただいているということでございます。当然、新しい炉、つなぎの延命化、延命化と新しい炉というのが大きく分かれて二つあるんですけれども、その場合の国の補助金はどうなるのか、起債がきくのかきかないのか、県の判断を求めるといような場合もあっておりますので、その辺について時間を要しているというのが今の現状かなと私は思っております。

以上です。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

この問題の非常に難しい面は、特殊炉であるというのも一つの問題だとは思いますが、今はダイオキシン対策としては大型炉とか24時間運転とかいう問題ではなくて、小型炉でもきちんとダイオキシン対策ができるということで、この広域組合ができる前とは随分情勢も変わってきているので、そこら辺の難しさというのは出てきているのではないかなというふうに思うんですが、先ほど管理者がおっしゃったその中で、起債が発行できないというのは、継続の場合とつなぎ運転と新炉の場合とかいうことでいろんなケースを検討しているということだったんですが、起債が発行できないとはどういうケースの場合ですか。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

まだこれは検討段階でございまして、いろんなケース、例えば工事の期間とかその運用をする期間、それと起債の条件がどうなるのか。例えば、延命化で基幹改良を例えばする場合に、15年というのを一つめどに今検討をしておりますけれども、こういう場合であれば当然起債の対象になるだろうとは思っておりますけれども、つなぎ運転は期間が短うございますので、そういう場合に起債の条件に合うのか合わないのかそういうこともありますし、補助金

にいたしましても、基幹改良の時に、いろんな補助を受けるときの前提条件がございまして、それは前回申し上げたとおりでございますけれども、3%のCO₂を削減しなければいけないとかいろんな条件があります。それに合うのか合わないのか。この施設自体は、非常にエネルギーの効率化、そういう部分については非常に前から取り組んでいる施設でございまして、新たにそういう部分で取り組める部分があるのかとかいろんな部分がございます。

新設にいたしましても、いろんな条件があって、それをどうするかというのもありますので、そういうのも含めて今、総合的に検討をさせていただいているということでございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

遅れているということなのですが、その検討会議の現状では、いつ頃その結論が出るんでしょうか。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

これは、1回開いて、例えばある程度まとまったなと思うと、こういう観点とはかここが不足しているんじゃないかとかいろんなものが出てきて、またそれを修正したりとかいろんなことを今やっております。

いずれにしても、早くというのは本当、事務局としても対応をしているところでございますけれども、もうしばらくお時間をいただきたいというのが正直なところでございます。

以上です。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

去年の2月議会だったと思うんですが、管理者の方からも、非常に多岐にわたって検討しなければいけないので、タイムリミットとかタイムスケジュールについてはもうしばらく時間をとということの、繰り返しそういう答弁をなさっているんですけども、考えてみたときに、もう2年ですよ、あと2年でしょう。そういう状況の中で、検討会議の時期がずれればずれるほど、今度はその中からいろんな選択肢が出てくるだろうというふうに思うんですが、それにさらに加えて相手が絡んでくるといふ問題もあると、そんなに残さ

れた期間はないように思うんですよ。本当、管理者ですよ、いつ頃になったらこの炉は、そういう瑕疵担保期間以降はどういう方針でやっていこうというふうな方針を、確かにいろいろ相手もあることですから言えない部分もあるかというふうに思うんですが、大体の。例えば、継続とかつなぎとかいうふうになったときには、今のJFEさんがその契約の相手方になってくるんだろうというふうに思うんですが、そのJFEさんにしても、この炉をどこまでこちらの要望どおり運転してくださるのか、経費の面を含めてですね。JFE内部での議論もいろいろ必要なんだろうというふうに思うんですが、そこら辺も含めて大まかな考えというのは、例えば先ほどからずっと出ていますけど、つなぎと言った時につなぎとは何年なのかと。5年、10年、15年、いろいろあると思うんですね。特に、このストーカ炉の場合には大体実績がありますから、15年とか20年とか延伸もできるというふうには聞いておりますけれども、果たしてこの炉がどの程度までつなぎ運転として、あるいは継続運転という言い方もされておりますが、そこら辺を含めて相手との経費の面を含めての合意というのは、これまでは繰り返し繰り返し裁判も含めてでありますけれども、JFEさんは、責任を持ってこの炉を継続していくことを含めていろいろとそういう感触を得ているということでございますけれども、そこら辺のタイムスケジュールを、もう少し大ざっぱでも結構ですから明らかにしてもらわないと、構成市の市民、住民を含めて、どうなっているのかというふうなことでいろいろと、そろそろ御意見が出てくるんじゃないかなというふうに思いますし、私ども構成市としても、例えば諫早市議会の場合でございましてけれども、この前の裁判闘争でもそうでございましたけれども、どうなっておるのかと、そういうことで議会に対してもきちんと報告をしてくれというふうな要望なんかも出てくるわけでありまして。私も諫早市議会の中から選出された議員でありますので、議会にも責任のある対応ということをしていかなければいけませんから、もうしばらくもうしばらくでは、理解を得るようなことにはならないのではないかなというふうに思いますので、そこら辺でもう少し、もう一步突っ込んだ管理者の御答弁をいただければと思います。

○議長（松本正則君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

これらのスケジュールなんですけれども、今大きくは三つに分けて検討はされております。それは、新しい炉を建設する場合はどうなるかということ、

それも幾つもあると思います。今のこの場所に建設をするという場合、それから、二つ、三つに分けてやる場合、この費用がどうなるかと。運転費用とかリレーセンターの経費とかを含めてどうなるかということ。

それから、今の施設を延命化すると。大規模改造をして、あと15年、通常15年です。15年耐えられるように延命化をするという方法。それから、いずれにしても時間がかかりますからつなぎ運転というのが必要なんですけれども、それを何年間行うのを前提としてやるかということを検討させていただいておりました。

先ほど申しました起債もそうです。起債というのは通常、寿命、償却期間が5年の分は5年とか6年の起債が認められると。それより短い計画だと起債が認められないと。起債がつかないことがあるのかと言いますけれども、建物等は、例えば25年の起債とか、水道等では40年の起債とか、そういうふうにして、起債というのはその償却をするための年限に応じて起債の期間というのが決められていますから、それより短い期間しか使わないということになりますと起債が認めづらいと。認められないということじゃないんでしょうけれども、通常的には認められないということになると思います。

そういったことで、県とか国とかの折衝も必要ですし、そういうものに時間も要するというございまして、その場合は自己資金であるとか、そういうことも含めて検討をさせていただいていると。

時期について明言ができるかというのは、私は今の時点ではできないと思っています。まだまだ、それはもう誰もが分かることで、31年度、来年度いっぱいが瑕疵担保期間ですと。瑕疵担保期間が切れますと、全ての経費、係る経費、運転経費を含めてこの組合の負担ということになります。

それともう一つは、起債を平成17年とかに建設、この炉が稼働する前に行った起債ですね。その後の起債もありますけれども、その起債の償還は、ほぼ31年度で終わってしまうと。それはやはり、15年間ぐらいがその瑕疵担保期間ということもあって、延命化の時も大体15年を考えてやると。それが起債のあり方の考え方でございます。

そういった中で、今拙速になってはいけないと私は思っておりまして、新しい炉をこのところに造った場合でも、長崎県のごみ処理計画ができたのが平成11年ぐらいです。その前に、平成6年ですかね、能勢町とかダイオキシンの大きな問題がありましたけれども、そういう問題があった後、国がダイオキシン対策の計画を全体で作ったのが11年と、それから長崎県の広域化計画と。大きい炉しかその当時の技術ではダイオキシンに対応できないというこ

とで、大きな炉を造るということで広域化計画というのを県が作りました。その後、この組合の設立に至っているということで、非常に忙しかったと思うんです。ですから、どういう炉を選択するかということも時間が非常に限られていたという中での結論だったと思うんですけれども、今回も、非常に急いでいるんですけれども、余り拙速にやって、それが将来に禍根を残すようなことはしたくないなど。別に、秘密裏に進めるとかそういうことは考えておりませんで、一定の結論が出たら、それは各議会のお考えも聞かんといかんということになるでしょうし、もちろん、組合の議会に最初に説明をしてということで、ある一定、こういう方法で進みたいという部分が出てきましたら、まず説明会というか、全員協議会がいいのかどうかはわかりませんが、そういうもので理解を得て進めるべきであろうということを考えておまして、そういうことで勉強をしながら、だけど、構成する4市が一致しませんとなかなかできませんものですから、負担金のことでも、やっぱり直接負担金に関わってきますから、そういうことも含めて、一定の結論を出すまでには今至っていないという状況で、そのスケジュールの明言というのはなかなか難しいなというふうに思っております。その会議をさぼっているとか、JFEとの協議が難航しているとか、そういうことではありません。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

事務局長、延命化と、それからつなぎというふうな使い分け方をされておりますが、そこら辺を少し説明してもらえませんか。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

正式に、延命化というのか長寿命化というのか、計画は長寿命化計画というのが今、国の方では使われておりますけれども、そういう言葉、ここでは延命化の方が分かりやすいだろうということで、延命化という場合には、平成30年度で14年目、31年度で15年目ですけれども、これが一つの今までのサイクルでございまして、通常であればごみ焼却炉というのは1回15年使って、そこで手を入れます。大規模改造といいますけれども、これは2年なり3年かけて大規模に、15年の耐用年数の分が結構多いので、そういうことで手を入れてまた15年使うと。30年使うか、もう一回、場所によってもう一回使って45年と、40年を今超えるようなところもございましてけれども、通常

であれば30年というのが、2回使って、サイクルで2回というのが基本でございます。こういう場合は延命化、つまり平成32年から15年使って、平成47年ぐらいまで使えるようにする経費がどうなるのかというのが延命化でございます。

それで、つなぎ運転と私どもが申しているのは、建てかえの前提でございます。31年に瑕疵担保期間は終わりますが、しかし、今はもうあと2年しかございませんので、建てかえるというかじを切っても、まずいろんな手続であったり建設の期間が要るということで、31年末には間に合いませんので、瑕疵担保が切れた32年以降、何年かこれを運転しないといけないということで、それをつなぎ運転と申し上げているところでございます。

多分、6年なり7年なりの延長、建てかえる場合でもこの炉を延長して運転していくということは必要になるというふうには考えておりますけれども、その辺も今詰めているということでございます。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

昨年の2月の定例会で、管理者の御発言でございますけど、これも質問者に対して経費の面でお答えになっているんですが、例えばこれを延命化の場合も3年延命化するのか15年延命化するのかでは、全然費用が違うということを行いながら、建設運営受託者であるJFEとの間で、32年以降の部分については検討を進めているというふうにお答えになっているんですが、これは、JFEとの関係でいけば、つなぎから15年までの間のことについてJFEとはずっと話をされているということなんでしょうか。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

この当組合の将来像ということで、議論の大きな枠というのは32年以降の整備方針をどうするかという部分を中心に、今、部長・課長会議を開催させていただいてそれを検討していると。その中の一部にも、とにかくこの施設を建てかえる場合のつなぎ運転がどれぐらいかかるかと。

あともう一つ、延命化を15年するときには幾らかかるかというのも当然比較資料なども入ってきますけれども、実際は32年から、瑕疵担保が切れてからということなので、この炉は32年以降も管理者の御指摘のように何年

か使う、建てかえる前も使うし、延命化の場合は長期使うというようなことで、既にそういう協議はしております。この炉を32年以降、どういう改良をしてどれぐらいの経費になるかというのを、今協議を並行してそれはやっております。さっき申したとおり、瑕疵担保が15年というのは、その15年間で設備機器が寿命というのがあります。この中で、大きな部分では、発電設備に係るガスエンジンが一番問題なんですけれども、この分が非常に、外国製品でございまして、製作期間もかかると。要は32年から工事をしようと思えば、その前に製作期間を置かないといけないので、そういう契約を前もってしないといけないということで、今考えておりますのは、来年度に、30年度にそういう先行的にやる分については発注仕様書まで作りたいなと思っております。発注仕様書をまとめるということで、今そういう現地の調査であったり専門のコンサルを入れて、更改の対象になっている機器の老朽度とか機能検査とかそういうものはやっておりますので、そういうものをまとめて、平成30年にはそういう先行的な部分の発注仕様書は作りたいというふうに思っております。

あと、運転については、32年からの分については、31年の遅くない時期までに当然、JFEと合意をするというふうな格好になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

このガス化溶解炉というのは、そういう延命化したり、つなぎ運転とかいうことの前例はないですね。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

このサーモセレクト方式ガス化改質溶解炉方式と、正式にはそういう長い名前になると思うんですけども、当組合が発注した、供用開始しました17年前後にどこも同じように、国内にある分については運転をしているということで、一番早いのが、青森の下北の方にある施設がありますけれども、これはJFEさんではなくて、ライセンスを受けた三菱マテリアルさんがされているというふうなことでございます。おっしゃるように、これからどこの施設も今いろんなことを検討されているものというふうに思っております。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

その延命化というのは、運転しながらできるんですか。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

基本的には、当然運転しながらやるわけですがけれども、ただ、例えばこの施設は炉が3炉ございます。炉は、基本的には2炉運転でございますので1炉は休められるというようなこともございまして、その間に工事ができる分も当然機器はございますけれども、3炉に共通するような設備の機器もございます。その場合には、部品によっては一定期間の停止は要するという事になると思います。それが、期間によってどこをどう改造するか、どこをかえるかによってもまた変わってくるということでございまして、そういう部分も含めて検討をしているということでございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

つなぎということになると、新たに建設用地みたいなものも必要になってくるんだと思うんですけど、例えば5年延長ということをしてJFEさんと合意したときには、その5年後には新しい焼却炉の場所をやっぱり見つけなければいけないと。それも、諫早だけじゃなくて島原半島を含めて幾つにするかという問題なんかいろいろ出てくると思うんですけど。それ用地取得なんかについても、大体どれぐらいかかるんでしょうかね、期間的なものは。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

例えば建てかえの場合に、建てかえの場所としてどこをどう想定するか。また、その場合に施設数をどうするかとか、そういう部分で、ある程度そういう想定をしながら事業費はまとめていかなければいけないと思っているところがございます。

こういういろんなパターンにわたって今検討をしていますので、おっしゃるような場所の問題、想定をどうするか、そういう部分も含めて今、比較検討をしているということでございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

起債の問題も関係するんだらうと思うんですけど、冒頭に事務局長の方から、県のごみ処理広域化計画についての御報告がありましたけれども、たしか平成30年度以降はまだ計画がなかったんだと思うんですけども、当初は、県のごみ処理広域化計画というのは県央地区に1か所大型のを造ろうと。しかし、途中から今3か所になっているんですかね。これが30年度以降はどういうふうな見通しになっていくのか、そういうことは全く私たちのこの焼却炉の問題とは関係ないんですかね。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

県のごみ処理広域化計画、これは計画期間が平成30年度でございます。そのときに、私どもに関係するのは県央県南ブロックという位置づけ、県内を7ブロックに分けてございますけれども、そのうちの県央県南ブロックというのが、大村市と諫早市、雲仙市、島原市、南島原市の範囲を県央県南ブロックということで、21年7月に改定があって、そのときに将来的に1施設から3施設に変更になっているということでございます。

この分については、今、県が実際31年以降どうするのか、計画を新たにつくるのかどうするのかというのは検討中でございます。まだ御明示をいただいております。ただ、この圏域、今後32年以降どの時点でというのはあると思いますけれども、この圏域をどうするかというのは、今回の検討の中の一部でございます。当然、それが各市も影響をしていくということでございます。

例えばでございますけれども、この組合の現況の区域でいいますと、これまで12年たっているわけですがけれども、例えば人口にすれば1万8,000人ぐらい圏域では減少しておりますし、ごみ量も6,000トンぐらい減少をしております。こういう分を将来的に、例えば10年でどれぐらい人口があとどうなるのか、ごみ量がどうなるのか、そういう部分も含めて、いろんな検討をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

ありがとうございました。最後に入りますが、一応、瑕疵担保期間という言い方をよくしておりますが、これ地元の住民の皆さんとか土地の関係とかいうことを含めて、こういう関係のある皆さん方には、この施設というのはいつまで使えますよということ合意を得られているのか。そこら辺を含めてなんですけど、一定の時期に、ここは平成31年度には一応運転契約は終わるんですよというふうな説明にもなっているんじゃないかなと思うんですけど、それ以降のことについてどうするよというようなことを前回は質問いたしましたけれども、運搬車のルートの問題とか含めて、いろいろと地元の方々とは関連してくる部分があるというふうに思うんですけど、今のこのような動きというのを、途中経過を含めて結構でありますけど、地元の住民とかいろんな関係者に一定程度説明をする時期に来ているのではないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

この施設の地元の自治会等の分につきましては、今は地域協議会というような格好で協議会を組織いただいて、年に1度なり総会を開いて、今現在の進捗状況、そういうものについて御説明をする機会をいただいております。ただ、具体的な中身については、ここで答弁をさせていただいている内容は、現在のところは出ておりません。方針が決まりましたら、そういう部分も含めて地元で御理解と御協力をお願いするようなこともあろうかと思っておりますので、できるだけ早くそういうものをやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

田添議員。

○4番（田添政継君）

ありがとうございました。私たち議会においても、やっぱりこの問題は大変重要な問題でありまして、ぜひスムーズに瑕疵担保期間以降の運営ができるように、協力をしながらやっていきたいというふうに思うんですけど、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松本正則君）

これをもちまして、通告された一般質問は全て終了をいたしました。

ここでしばらく休憩をいたします。11時20分から再開をいたします。2

0分まで休憩いたします。

(午前11時13分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○議長（松本正則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6に入ります。議案第1号「県央県南広域環境組合職員の再任用に関する条例」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第1号「県央県南広域環境組合職員の再任用に関する条例」について御説明申し上げます。

本案は、提案理由にも記載しておりますとおり、地方公務員に規定する定年退職者等の再任用について関係条例を整備しようとするものでございます。

それでは、本日配付いたしております議案第1号参考資料により内容の御説明をさせていただきます。あわせまして、議案書及び議案第1号資料もごらんいただければと思います。

まず、参考資料、上段でございます。再任用制度の背景でございますが、公的年金の支給開始年齢が60歳から65歳までに段階的に引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう雇用と年金の接続を図ってまいりたいということで目的にいたしております。

また、2の再任用制度のイメージといたしましては、職員の定年退職日は60歳に達した日以後の最初の3月31日とされておりますが、年金の支給開始年齢が65歳までになるように、現在段階的に引き上げられておりまして、その結果として無収入となる期間が発生すると。これら問題を解決するために、再任用制度を実施しようとするものでございます。

3、具体的な再任用制度の内容といたしましては、対象者は定年退職者を基本とし、任期については1年の範囲内とし、その更新ができることとしております。また、給与、勤務条件につきましては、一般職の職員の内容を基本といたしまして、勤務時間などの違いにより必要な調整が行われるということになります。

それでは、この条例案につきまして条文ごとに御説明をいたします。

議案書1ページをお開きいただければと思います。

第1条、地方公務員法の規定に基づきまして、この条例の趣旨を規定するものでございます。

第2条は、地方公務員法において条例で規定することを予定されております再任用の対象となる職員に関しまして、定年退職者のほかに定年退職者に準ずる者の範囲を規定するものでございます。

次に第3条は、第2条と同じく条例で規定することを予定されております任期の更新ができる場合の内容を規定するものでございます。

第4条は、先ほどと同じく条例で規定することを予定しております期末の、任期の末日に関する内容を規定するものでございます。

最後に、この条例は平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

その他、これに伴いまして必要となる関係条例、勤務時間、定年等の内容、育児休業及び休業条例に関しまして所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

なお、質疑は会議規則第49条の規定に基づき、1議題につき3回までいたします。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第2号「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第2号「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、平成29年8月の人事院勧告を受けた対応を図るため、県央県南広域環境組合一般職員の給与に関する条例の一部改正を行おうとするものでございます。

それでは、本日配付いたしております議案第2号参考資料により今回の改正内容を御説明させていただきます。あわせて、議案書及び議案第2号資料を御覧いただければと思います。

参考資料1、平成29年度の給与改定の内容でございますけれども、給料表の改定は平均改定率0.2%であり、改定後の行政職給料表は議案書の2ページから6ページに掲載をしております。

次に、勤勉手当の支給割合につきましては、12月期に支払うべきものを0.95月分とし、0.1月分の引き上げを行おうとするものでございます。

また、表下段、平成30年度以降の勤勉手当につきましては、6月期、12月期をそれぞれ0.9カ月分に平準化しようとするものでございます。

なお、今回の給与改定に係る所要額といたしましては、これまでの支給分に係るもの及び勤勉手当引き上げに係るものを合計いたしますと、約73万5,000円を見込んでおります。

次に、平成30年度の給与改定の中でございますけれども、管理職員特別勤務手当として、説明欄の米印のところがございますけれども、管理職員が災害などへの対処、その他の臨時または緊急の必要性により、深夜午前0時から午前5時までの間に勤務する場合に支給しようとするものでございます。

これに係る勤務といたしましては、想定しておりますのは、落雷等で停電、台風などによる炉への被害、そういうものに備えての分、また、そういう緊急的な分について想定をしております、クリーンセンターが安全かつ安定的に運転ができるよう、深夜の呼び出し、緊急対応、そういうものを想定しているところでございます。手当の額としましては、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額ということで定めようとするものでございます。

最後に、この条例は第1条の給料表の改定及び勤勉手当の引き上げに関するものを公布の日から施行して、その適用を平成29年4月1日に遡及する

ものでございます。

また、第2条の管理職員特別勤務手当など、その他の部分に関するものについては、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

これより議案第2号に関する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号「県央県南広域環境組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第3号「県央県南広域環境組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、提案理由にも記載しておりますとおり、道路法施行令の一部が改正され、国が管理する国道に関する占用料が改められましたことに伴い、本組合を組織いたします関係4市が定める行政財産の使用料の取り扱いと同等とするための改正を行おうとするものでございます。

それでは、条文に沿って御説明いたしますので、お手元の議案第3号資料、新旧対照表1ページを御覧いただければと思っております。

主な改正内容といたしましては、第5条の土地使用料の算定基準を定める

規定でございますけれども、第3項部分であり、電柱などの工作物、埋設物に係る土地の使用料につきましては、関係市の区域ごとに当該関係市が定める電柱等に関する行政財産の使用料の内容と同等の取り扱いとなるよう関係条文の整備を行おうとするものでございます。

また、この条例の施行日は平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

これより議案第3号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

次に、議案第4号「平成29年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第4号「平成29年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

今回の補正は、予算書第1条に記載しておりますとおり、歳入歳出それぞれ2億6,927万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億2,380万2,000円にしようとするものでございます。

主な内容につきましては、お手元に配付しております議案第4条参考資料により御説明をさせていただきたいと思っております。

この補正予算は、災害や緊急に実施することが必要となった経費、その他必要、やむを得ない理由等により生じた経費の財源に充てるために、平成28年度決算剰余金を財政調整基金に積み立てを行おうとするものでございます。

なお、補正後の平成29年度末現在の財政調整基金残高につきましては、4億7,902万3,000円と見込んでいるところでございます。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

これより議案第4号に対する質疑に入ります。質疑は、歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際にはページをお示しください。質疑は、歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

続きまして、歳出に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

次に、議案第5号「平成30年度県央県南広域環境組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第5号「平成30年度県央県南広域環境組合一般会計予算」について御説明申し上げます。

まず、予算書1ページを御覧ください。

第1条に記載しておりますとおり、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,770万4,000円にしようとするものでございます。

第2条は、同一款内における各項間の流用について定めたものでございます。

予算の概要につきましては、議案第5号資料、①一般会計当初予算の概要により御説明申し上げますので、資料の1ページをお開きいただければと思います。

平成30年度当初予算総額31億9,770万4,000円、前年度当初予算と比較いたしますと8,430万4,000円、率にして2.6%の減としております。

予算編成の考え方は、2に記載しているとおりでございますけれども、この施設、平成17年4月に供用開始してから来年度で14年目を迎えるということになります。今後の施設整備を図るための経費を確保する必要があると判断し、ごみ処理施設建設整備基金に、今年度に比べ1億4,000万円多い4億4,000万円の積み立てを計上いたしております。

それでは、2ページをお開きいただいたきと思います。

まず、歳入でございます。費目ごとに前年度と比較をいたしております。その主なものについて御説明をいたします。

1款、構成市からの分担金でございます。予算額30億円で、前年度と同額でございます。

なお、構成市ごとの分担金明細につきましては、予算書29ページに掲載しておりますので、御覧いただければと思います。

次に、2款のうち2項、手数料の項目です。予算額1億8,000万円で、前年度と同額を見込んでいるところでございます。

次に、4款、財産収入でございます。予算額93万1,000円で、前年度と比較しますと26万6,000円、率にして40%の増としております。これは、平成29年度にごみ処理施設建設整備基金を積み立てたことにより、運用収入の増を見込んだことが主な要因でございます。

次に、5款、繰入金でございます。予算額1,000円で、前年度と比較しますと8,329万1,000円の減となっております。これは、起債償還に係る公債費などの歳出の減に伴いまして財政調整基金繰入金を減額しようとするものでございます。

次に、6款、繰越金でございます。予算額1,000円で、前年度と同額と

いたしております。

次に、7款. 諸収入でございます。余熱利用施設の指定管理者から納付される使用料を節水ができるということで減と見込んでおりまして、主にはこの分で、前年度比7.1%減の1,677万円としております。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出につきまして、前年度と比較しながら御説明を申し上げます。

なお、増減の主な理由につきましては、下段の表の中に記載をさせていただいております。あわせて御覧いただければと思っております。

1款. 議会費につきましては、363万6,000円を計上し、前年度と比較しますと54万1,000円の増となります。増の主な内容は、臨時議会の開催回数の及び研修会の開催経費を盛り込んでいるということでございます。

次に、2款. 総務費でございます。1項. 総務管理費につきましては、5億1,071万7,000円を計上しており、1億3,987万6,000円の増であります。増の主な内容は、2目. 財政管理費に、今後のごみ処理施設整備に係る経費に充てるため、先ほど御説明したように1億4,000万円増の4億4,000万円のごみ処理施設建設整備基金に積み立てをするものでございます。

議案第5号資料①で今御説明をいたしております。一般会計当初予算の概要という資料を配付させていただいております。

3款. 衛生費の1項1目. クリーンセンター費は、13億8,741万1,000円を計上しており、前年度と比較では1,096万2,000円の減でございます。減の主な内容は、ページ下段の増減の主な理由の3款1項1目の欄に記載しておりますとおり、LNG及び電気使用量の減に伴う使用料の減などによるものでございます。

なお、来年度は現施設の改良工事内容を具体的に精査し確定させる必要がございますので、基幹的設備改良工事発注仕様書作成業務に係る予算も計上させていただいております。

次に、1項2目. リレーセンター費は、2億9,364万6,000円を計上しており、前年度と比較して1,073万4,000円の増となります。増の主な内容は、運送車両等の経年整備補修費や計量料金徴収装置の改修費などの増を見込んでいるところでございます。

次に、1項3目. 余熱利用施設費につきましては、3,361万8,000円を計上しており、前年度と比較しますと220万1,000円の増となっております。増の主な内容といたしましては、経年劣化による施設修繕費の増や

建築基準法の改正により新たに必要となった特殊建築物定期報告業務に係る法定検査委託料の増などを見込んでおります。

4款. 公債費は、総額で9億5,826万6,000円を計上しており、2億2,669万4,000円の減となっております。内容については、後もって改めて御説明いたします。

5款. 予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上いたしております。

次に、4ページをお開きください。

当初予算を目的別に比較した表でございます。

次に、5ページを御覧いただきたいと思っております。

上段(4)は、3款1項1目. クリーンセンター費の用役費につきまして、それぞれ予算措置額と使用量見込みについて前年度と比較した表でございます。

中段以降は、これまでの用役費の推移を比較したグラフを掲載しております。

用役費につきましては、OPECの原産合意が本年末まで延長されるなど、原油価格の見通しが不透明な状況にありますが、ごみ搬入量も減少傾向にあり、また、JFEによる運転管理の向上もありまして、LNG及び電気の使用量が減少傾向にあることから、来年度は使用量の見込みを削減して見積もりをいたしております。

次に、概要6ページをお開きいただきたいと思っております。

(5)は、3款. 衛生費のうち委託料の主なものについて前年度と比較した表でございます。このうち中段、上から数えて5段目になりますけれども、一般廃棄物等搬送業務につきましては、昨年行いました入札の結果に基づきまして、本年度当初予算と比較しまして869万7,000円の減となっております。

なお、本業務は平成31年まで債務負担行為を行っているところでございます。

また、東西リレーセンターの点検整備補修業務の増減は、年次整備計画によるものでございます。

次に、概要書7ページを御覧いただきたいと思っております。

(6)債務負担行為の内容でございます。平成30年における新しい債務負担行為は、現在のところ予定しておりません。

参考までに、現在の債務負担行為を行っているものを掲載させていただいております。各業務の内容は、説明欄のとおりであり、それぞれ前回までと同

様でございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

(7) 人件費でございます。全体として、509万7,000円の減となっております。増減の明細は下段にありまして、内訳としては、普通昇給や職員の異動等に伴う増減でございます。また、原因の一つとして平成29年度末で組合員1名が定年退職の予定でもございます。

次に、9ページをお願いいたします。

5. 基金の状況でございます。組合については3つの基金がございますけれども、平成29年度末の3基金の残高合計は36億2,410万5,000円の見込みとなっております。平成30年度は、ごみ処理施設建設整備基金に4億4,000万円を積み立て、これに利子を加えますと同基金は35億1,985万7,000円、また、財政調整基金、用地取得基金の分を加えますと平成30年度末の3基金の残高合計は40億6,503万5,000円になる見込みでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

6番、地方債の状況でございます。組合が借り入れた地方債の内訳は、上段(1)借入額等一覧表のとおりでございます。平成29年度末までに、平成14年度許可債分が新たに償還済みとなります。平成30年度につきましては、平成15年度許可分の償還が終了する予定となっております。

(2)の公債費償還一覧表でございます。平成30年度の償還元利合計は、9億5,826万4,724円を見込んでおります。

また、次の11ページ、(3)公債費の推移をグラフ化したもので、上段が総額、ごみ処理施設に係る償還分で、償還期限は31年度までとなっております。

(4)は、前年度末の地方債残高の推移をグラフ化したものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

これより議案第5号に対する質疑に入ります。質疑は、歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際にはページをお示しくください。質疑は、歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。小田議員。

○10番（小田孝明君）

ページ数からいけば、歳入、8ページの次ですね、これは事務局長にちょっとお尋ねします。

この歳入歳出に入るところの文字が小さいんですよ。私は1.0ぐらい視力があるんですけども、こういうぐあいにはせんといかんと。ちょっとお尋ねします。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

御指摘の部分は、8ページまでのフォントとそれ以降の分が違うということでございまして、申しわけございません、次回からは同じような大きいフォントで対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

ほかにございませんか。どうぞ小田議員。

○10番（小田孝明君）

私、初めて来ておりますので、分かりません。16ページの歳入、雑入、1,676万8,000円、これはどういうあれですか。説明を備考欄に入れれば、わざわざ説明せんでいいでしょう。ちょっと説明してください。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

雑入につきましては、まず、余熱利用施設の水道の負担金ということで、余熱利用施設で使った水道料金について、組合の方でこの施設全体を管理しておりますので、その分について使った分をいただくというのが一つございます。

それと、この施設は発電設備を持っておりますが、通常であれば買う方が多いわけですけども、瞬間的に発電が使う量をオーバーするようなこともありまして、そういう部分を今、九州電力の方に売電しているということでございまして、この売電の収入がございます。

それと、副産物収入ということで、このクリーンセンター及びリレーセンターに、事業者の方、市民の方が直接搬入をされる場合がございますけれども、この時に、段ボールとか雑誌類、そういうものをおきまして、これを有価物として払い下げをしているという分がございまして、副産物の収入が3

番目でございます。

4番目に、有価物の販売でございます。副産物収入というのは、この施設を処理するとき、最終的には最終処分場が要らないようなシステムになっておりまして、例えば、熔融したときの灰がスラグになって出てくるとか、工業塩になって出てくるとか、そういうものがございまして、これを有価物として払い下げしているということでございまして、大きく余熱利用施設の水道料金の負担金、それと売電の収入、それと段ボール等の有価物の販売、それとこの処理施設の過程で出る副産物についての収入、この4つでございます。

今回120万円程度の減少になっておりますけれども、これは余熱利用施設の水道の使用料の見込みが、節水が大分できているということでその分を下げたものでございまして、この分が主な分でございます、あとは売電収入で82万9,000円、副産物収入で61万3,000円、有価物の販売で46万円程度を見込んでいるということでございます。今後のこの分については、またいろいろんな説明の仕方を研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松本正則君）

小田議員。

○10番（小田孝明君）

その金額がわかりませんから、今、上げられた分は数字をちゃんと示して、皆さんにすぐ渡してください。

それから、私は、この建設当時、建設をしているときに見学に参りました。その時に、ここで電気を起こして、そして、この使用料を賄うようなことをちょっと聞いてとったので、これはすばらしいなというふうに関心して聞いておりました。

それで、この電気代が何か2億どのくらいか払うというようなことになっているようですが、当初の計画どおり電気の発電はなっとるのかどうなのか、そこの推移はどうなっとるか、当初計画をしておいた電気の発電が今どういう状況にあるのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（松本正則君）

施設課長。

○施設課長（田中金大君）

当初の計画でございますけれども、まず、電気の方につきましては、発電の方で4,000kw、それから使う使用量として4,000kw、それでトー

タルのゼロということで、電気代はかからないというような当初の計画でございましたけれども、実際の運転の中では年間1,000kwぐらい買電の方が多くなっているというところでございます。

○議長（松本正則君）

事務局長、補足説明を。

○事務局長（山本博幸君）

この分につきましては、当初、御存じのように17年、供用開始した当時、ごみが燃えないということもございましたし、そういう中で改善、改良を重ねていきまして、19年にはJFEの方で負担をされて、基幹改良、いろんなものをされて現在の性能になっているということでございます。

この分につきましては、裁判等でも用役費としてこの組合が負担したものについては争いまして、その分については和解をして、今17年度から28年度分についてはその分をいただいております。29年、30年、31年の分については、今後、年間の分が終わりまして、その分についていただく分があれば精算をして、精算金としていただくということで、そういう和解の内容になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

続きまして、歳出に対する質疑はありませんか。上田議員。

○8番（上田 篤君）

この決算の概要の方がわかりやすいと思うので、これでお尋ねします。

5ページですね、一番上、(4)用役費ですが、先ほどLNG、7.8%の減ということで立てられていますけれども、かなり大きな数字なものですから、理由をもう一回説明をお願いします。

○議長（松本正則君）

施設課長。

○施設課長（田中金大君）

まず、燃料費のLNGのところでございますけれども、ここを運転している運転業者、JFEですけれども、そちらの方に聞きますと、一番の要因は、ごみ処理施設がトラブルもなく安定しているということが燃料費、光熱水費に大きく影響しているというところでございます。

○議長（松本正則君）

上田議員。

○8番（上田 篤君）

それにしても、7.8%というのはかなり大きな数字じゃないかと思うんですけれども、どうですか。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

これは今、施設課長が申したとおり、要はトラブルがありますと、炉を一旦停止して冷ますと、また立ち上げるときにLNGを温めなければいけないということで、LNGが非常にトラブルがある場合は要ということでございまして、そういうのも大きな一つの原因ですし、これはJFEさんとして、いろんな工夫をされているようでございます。例えば、ごみが溶ける温度を調整するとか、この施設の運転について、いろんな技術が蓄積してきたということで、ずっと今下がっている状況もあります。

それともう一つ、ごみ量が今下降ぎみでございます。去年は7万9,300tぐらいですか、要は8万tを切るような状況になったと。この施設、当初8万665tを目標にして造った施設でございまして、やっと去年、それを下回ったというような状況もありまして、ごみ量の減少というのも一つの大きな原因かなと思っているところでございます。

○議長（松本正則君）

林田議員。

○12番（林田 勉君）

予算の方は、十分検討された中でいい予算というかな、詰めた予算でされていると思うんですが、ちょっと基金の方でお尋ねします。

基金の方ですね、この施設が来年で14年ということなんですけど、その基金を使うような大規模な改修とか、そういう予定はないのか、また、あるならばどれくらいの規模を想定されているのか、今後、大規模改修というのはどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（松本正則君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

基金につきましては、いずれにしても、先ほど申したとおり、今この施設で先行的に変えなければいけないような施設については、来年度は仕様書を

作りながらそういう準備をするということでございまして、場合によってはそういうものに早ければ手当てをさせていただく必要もあるかもしれません。それは、要は財源の手当てができるかどうか、いろんなことの結果として、そういうことでこの施設の延命化、または建てかえに関連する経費について、この基金で通常の負担金では手当できない部分を措置していこうというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

林田議員。

○12番（林田 勉君）

ありがとうございました。

それとあと、最後1点だけ。基金が本年度で約36億円ですね。そして、30年度が40億円ぐらいになるということなんで、先ほどもこの炉をどうするんだということいろいろな質問があったみたいで、まだ理事者からも構成を含めてというふうな回答が、それも検討の一つだという回答があったんですけど、首長さんたちの意思と各構成市の議会の意思とまたちょっとかけ離れる場合もあると思うんですね。そういった意味で、この基金というのは、もしそういう構成が違ったとき、もしくは離脱、解散のときにはどのような精算の仕方をされるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（松本正則君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

基本的なことですので、私の方から答弁をさせていただきます。

組合ですから、組合の財産というのはたくさんあります。この基金もそうです。土地等についてもそうです。どういうお考えになるかというのは、提示をします各案についてどういう御賛同を得られるかというので違ってくると思うんですけども、万一、仮にもう解散した方がいいよとなるとすると、組合の財産をどう処分していくのかと。西部の雲仙市にありましたごみ処理施設が解散した例がございますけれども、財産の分与というのをそれぞれしていくという形になると思います。ですから、仮に解散をして各市で炉を造りますよということになると、そういう手当てをしていくということなんですけれども、私は県南の管理者でございまして、解散を前提としているものではありませんで、当然、新しい炉をまたいつの時点かで造っていくと。それまでに必要な改修、先ほど田添議員がおっしゃいましたように、一時のつなぎ運転に

係る経費がこれくらいですよということがわかり、新しい炉を造った方がいいという結論になりますと、新しい炉を造るには例えば200億円かかりますよと。

それから、大きな問題としては、今は運転経費、最初に性能発注というやり方をこの炉はしています。これは全国で初めてなんですね、この炉を使っている炉で。私どもだけが裁判に訴えることができたのはそのためでございます、性能発注の中に運転経費はこれだけですと。先ほど御質問もありました電気代についても、これくらいですよというのを全部含めて委託管理をしていると。施設の管理者が支払うべきLNGとか電気料は私どもから支払っていますので、それを損害賠償として和解をしたという経過になります。

私が一番気にしていますのは、平成32年度以降の瑕疵担保期間が切れてから大きく負担金上がる。要するに、今、運転経費として債務負担のとおり6億8,000万円支払っていますけれども、それはJFEが負担を一旦しているんですね。当然人件費から。LNGとか電気代は我々が支払っていますけれども、それを大きく負担しています。人員も、最初の人員のお話の約倍ちょっとぐらいかかっていますし、管理費もかかっていると思います。補修費もかかっていると思います。そういうことから考えますと、大きく負担金が32年度以降増えるということは避けたいなというふうに思っていますし、いずれにしても、新しい炉を各市で造るにしても、建設のためには資金が必要です。全部が起債等で、補助等で賄われるわけではございませんで、一定の財源を持っておりませんとその対応ができないと。どういう方法をとるにしても、その対応ができるようにしたいと。先ほどから申しておりますけれども、起債の償還というのは基本的に31年度で終わってしまいます。ですから、12億円程度支払いをして、来年度は少し減りますけれども、そういうことで、それよりも増して運転経費の方がそれを上回るということも考えとかなきゃいけないということもありまして、そのための資金を持っておきたいと。将来に備えるという意味で、その資金は必要であるというふうに思っております、解散というのは私自身は管理者ですから考えていないんですけれども、万一そういうことになっても、それはそれで精算の仕方があるんじゃないかなというふうに思っております。

いずれにしても、そこの辺に各市の負担と、新しく加入するときはどういう負担をするんだということも当然考えなきゃいけないということになりますので、そういうことが公平に行われるように考えていきたいなと私は思っております。

以上です。

○議長（松本正則君）

林田議員。

○12番（林田 勉君）

ありがとうございました。島原市でも、私の想定でお尋ねした部分でございますので、失礼いたしました。

そういった意味で、内容を見ますと、やっところ数年で安定した運営がなされて、今後も延命化なりして、新しい将来像をJFE側と相談されて、議会へ一日も早く示していただいて、その上で各市でいろんな検討をしながら、よりよい運営ができていければと思いますので、よろしく願いして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松本正則君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第5号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

次に、日程第7. 議案第6号「監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので、小田孝明議員の退場を求めます。小田議員よろしくお願ひします。

（小田議員退場）

○議長（松本正則君）

提案理由について事務局の説明を求めます。局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第6号「監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて」御説明を申し上げます。

今回御提案申し上げております監査委員につきましては、提案理由に記載しておりますとおり、議員のうちから選任する監査委員の辞職に伴い、別紙候補者小田孝明氏を選任することについて、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項及び県央県南広域環境組合規約第11条第2項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御同意賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松本正則君）

これより議案第6号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

お諮りいたします。議案第6号は、小田孝明議員の選任に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は小田孝明議員の選任に同意することに決定いたしました。

小田孝明議員の入場を求めます。

（小田議員入場）

○議長（松本正則君）

それでは、小田孝明議員には監査委員を務めていただくことになりました。よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議なしと認めます。これをもって、平成30年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

議員各位の御協力によりまして、スムーズに議事を進行することができました。議長からお礼を申し上げます。

これをもって終わりたいと思います。どうもお疲れさまでございました。

（午後0時10分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議長 松本 正則

署名議員 上田 篤

署名議員 所 岡 康 則